

低コスト農地整備推進実証事業実施要領

平成29年3月31日付け28農振第2110号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

） 殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業は、低コスト農地整備推進実証事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2109号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

第2 事業の内容及び実施期間

1 要綱第2の1の事業の内容及び実施期間は、次のとおりとする。

(1) 事業内容

情報化施工の取組面積を5ha以上とし、対照区として同面積の通常施工区域を設けることで、情報化施工の効果の把握、課題の抽出を行うものとする。また、関係地権者等の了解を得て、情報化施工のデータや設備を営農に活用する取組を行うものとし、要綱第2の2の事業実施主体が情報化施工の効果の検証を実施できる体制を確保するものとする。

(2) 実施期間

情報化施工は原則として採択年度に単年度で実施するものとする。

2 要綱第2の2の事業の内容及び実施期間は、次のとおりとする。

(1) 事業内容

要綱第2の2の事業実施主体が要綱第2の1の事業実施主体と連携を密にし、情報化施工の実施に対する指導・助言や調査結果の分析・整理、効果の検証を行うことにより、情報化施工の横展開を図る手法を検討し、取りまとめるものとする。

(2) 実施期間

採択年度から3年以内で実施するものとする。

第3 事業実施手続

1 要綱第5の1の事業採択申請書の様式は別記様式第1号とし、事業計画概要書の様式は別記様式第2号とする。

2 要綱第5の2の事業採択申請書の様式は、別記様式第3号とする。

第4 事業の採択

- 1 要綱第6の1の事業採択通知書の様式は、別記様式第4号とする。
- 2 要綱第6の2の事業採択通知書の様式は、別記様式第5号とする。

第5 事業達成状況の報告

- 1 要綱第7の1の事業の達成状況の報告は、事業実施年度の3月末日までに別記様式第6号により行うものとする。
- 2 要綱第7の2の事業の実施成果の報告については、農村振興局長が別に定める公募要領において定めるところによるほか、事業実施年度の3月末日までに別記様式第7号により行うものとする。

第6 助成

要綱第8の必要となる経費は、次のとおりとする。

- 1 要綱第2の1の事業については、次のとおりとし、単年度当たりの助成の限度額は、10,000千円／地区とする。
 - (1) 純工事費
 - (2) 測量設計費
 - (3) 船舶及び機械器具費
 - (4) 用地費及び補償費
 - (5) 調査・調整費
- 2 要綱第2の2の事業については、次のとおりとし、単年度当たりの助成の限度額は、20,000千円とする。
 - (1) 賃金
 - (2) 報償費
 - (3) 旅費
 - (4) 需用費
 - (5) 役務費
 - (6) 委託料
 - (7) 使用料及び賃借料
 - (8) 備品購入費
 - (9) 給料、職員手当等又は技術員手当
 - (10) 共済費
 - (11) 補償費
 - (12) 資材購入費
 - (13) 機械賃料

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。